

“みんな”は“ひとり”のために
“ひとり”は“みんな”のために

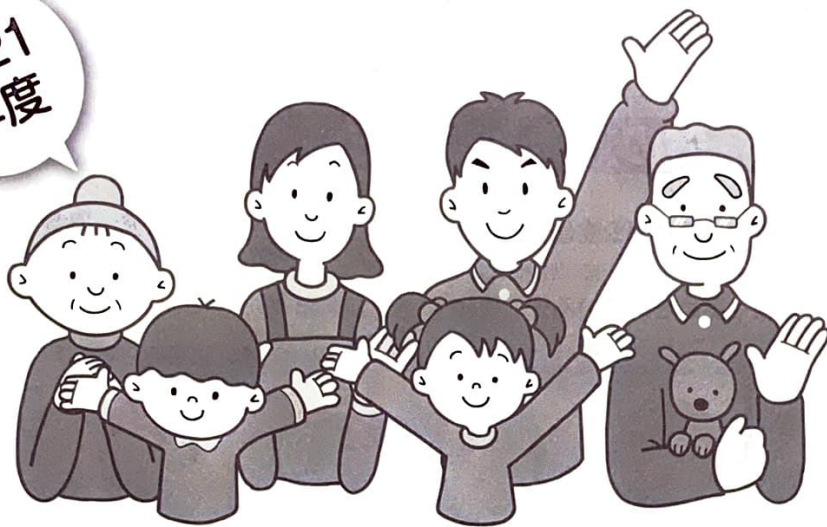
ご加入済みの
PTA会員様へ

一般社団法人

埼玉県PTA安全互助会

のご案内

2021
年度



※会費1年間で100円

(一社)埼玉県PTA安全互助会は、子どもたちの健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的として行われているPTAの主催・共催事業の活動中(往復途中も含む)、不幸にして災害にあわれた方々に、共済金・見舞金を給付することを主な目的とした団体です。互助会への加入が、会員一人一人の安心感につながり、充実したPTA活動の礎となります。当会は、埼玉県教育委員会の認可を受け、ご加入会員皆様からの信頼を第一と考え、「個人情報保護に関する法律」・「PTA・青少年教育団体等共済法」など関係法令を遵守し、事業を実施しております。



安全互助会共済制度

オプションプラン(20円30円50円)

中途加入ができます! 6/4申込迄

オプションプランは「PTA団体傷害保険」

「PTA賠償責任保険」「PTA役員プロテクト」の
3つの補償がセットになっています。

PTA総会後の7/1補償開始も受付ていますので
新役員の方々は安心して活動いただけます。

おケガの補償

+

賠償補償

+

トラブル対応費用



団体傷害保険/団体自転車保険

**自転車事故に係る保険には
加入されていますか?**

団体傷害保険は、お子様のおケガの補償と
ご家族の賠償補償がセットになっています。
近年、賠償金額が高額化になっているため
本年度より賠償金額2億円のプランを新設
しました。ご加入はスマホ・パソコンから
10/30まで手続きいただけます。

埼P安カイトー保険

検索



年額100円で大きな安心!!

PTA活動中の 様々な事故に幅広く対応します!

PTA会員がPTA行事参加中に不慮の事故にあわれた場合に、幅広く補償を行うため、PTA会員のおケガの共済制度と賠償事故等のお見舞金制度を組み合わせた互助制度です。

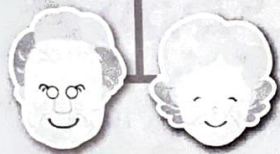
会 費

会員一人につき、通常加入は年額100円（共済掛金95円・負担金5円）、新規中途加入は年額90円（共済掛金85円・負担金5円）として全会員分を一括して会長が互助会事務局の口座に納入します。

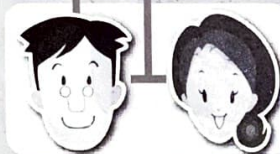
※個人での加入ではなく、単位PTAとして、加入・納入となります。 ※新規中途加入は、前年度加入していないPTAのみが可能です。

補償の対象となる方

1. 加入PTAの全会員（教職員会員も含みます）
2. 加入PTA幼・小・中・高・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園に在籍する園児・児童・生徒
3. PTA会員の同居の親族（別居の祖父母の方は会員代理で出席した場合に対象となります）
4. PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方（PTA行事に参加するボランティアの方などで、様式-2-A、Bのに記載されている方）



同居の親族



会 員



園児・児童・生徒



教職員(会員)



ボランティア

補償の対象となる行事・活動

(一社)埼玉県PTA安全互助会の互助制度では、PTAが企画・立案し、「主催または共催する行事」の活動中の事故を補償いたします。

※PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続を経て決定されたものをいいます。つまり、総会・運営委員会等で活動計画として事前に承認・決定されている行事をいいます。

(一社)埼玉県PTA安全互助会 埼玉県高等学校PTA連合会 埼玉県PTA連合会 さいたま市PTA協議会 埼玉県国公立幼稚園PTA連合会	主催 共催	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等 ◎各種研究、研修集会等
郡市町村PTA連合会 各地区PTA連絡協議会	主催 共催	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等 ◎各種研究、研修集会等
単位PTA	主催 共催	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等 ◎学級、学年PTA、単位PTA主催の活動
上記以外		◎行政機関が実施するPTAとの共催事業 ◎県P等より上部機関の実施する各種業務 ◎県P等・郡市町村P・単Pの他団体との共催事業 ◎県P等・郡市町村P・単Pが機関決定し、会長の委嘱した業務 ◎PTA会長が認めた関連団体への出張

補償の対象と ならない 行事・活動

◎総会・運営委員会等で活動計画として承認・決定されていない行事

◎PTA以外の団体や機関が主催したもので、PTAが共催団体になっていない活動

◎「子ども110番の家」等を利用し、その結果当該「子ども110番の家」等の家人に災害が発生した場合

※PTA行事としてPTA会員の参加を活動計画として承認・決定されている場合に対象になります。

共済金等をお支払いする主な場合

P T A行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりおケガをされた場合に、下記の共済金をお支払いします。

死亡共済金

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

入院共済金

事故日からその日を含めて180日以内の入院日数に対してお支払いします。

後遺障害共済金

事故日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合にお支払いします。

通院共済金

事故日からその日を含めて180日以内の通院日数に対してお支払いします。

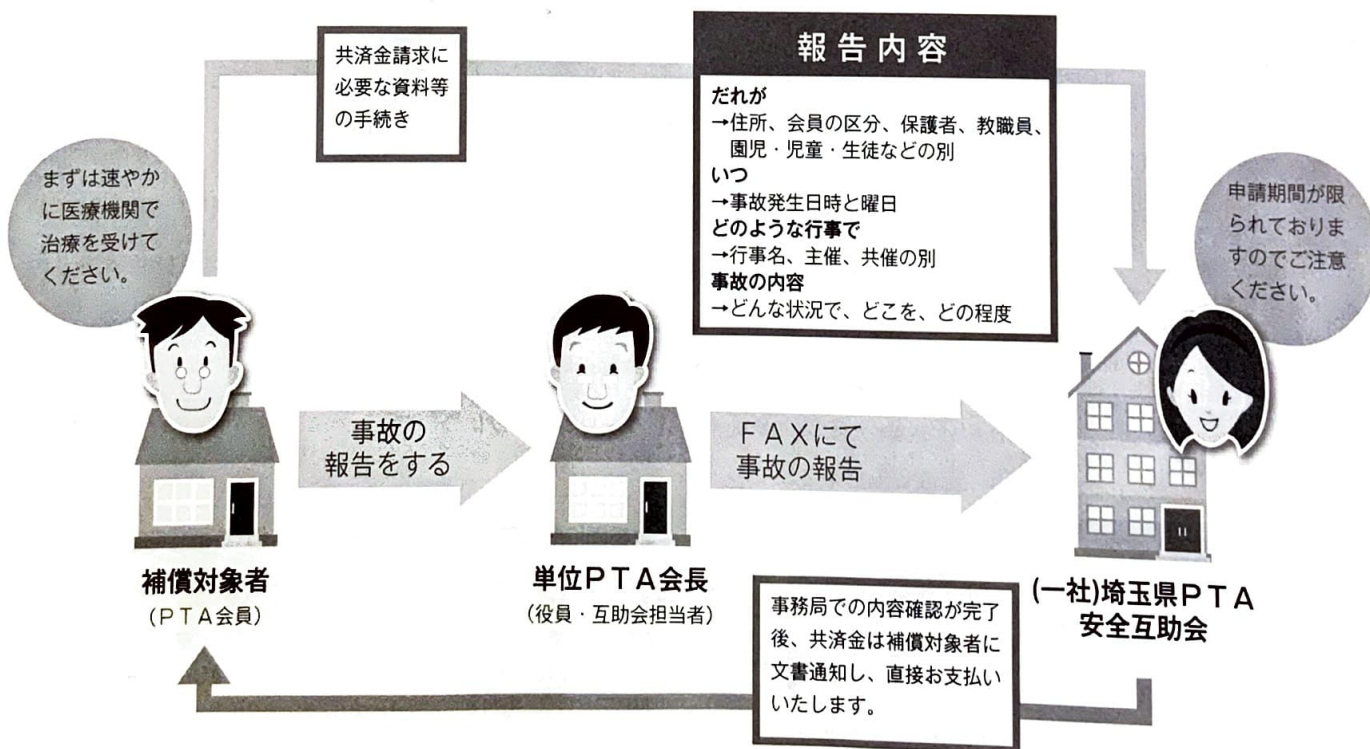
※被共済者：①P T A会員及びP T Aの属する幼稚園・学校・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園に在籍する園児・児童・生徒
②P T A会員の同居の親族 ③P T A行事への参加がP T Aより認められている者

補償内容について

補 償 プ ラ ン		共 済 金 額 ・ 見 舞 金 額
傷 害 給 付	死 亡 共 済 金	250万円
	後遺障害共済金	10～200万円
	入 院 共 済 金	4,000円（1日目から）
	通 院 共 済 金	医師によるもの 2,500円（1日目から）
		※規程の条件*を満たした柔道整復師法に定める柔道整復師（接骨院・整骨院）によるもの 1,500円（1日目から）
疾 病 給 付	死 亡 共 済 金	100万円
賠償責任等	見 舞 金	社会通念上10万円まで(審査会の審査による)

※規程の条件とは 1. 柔道整復師の施術所への通院が医師の指示によるものであること。
2. 通院期間が1ヶ月を超える場合は1ヶ月につき1回以上は医師の診断を受けていること。

万が一事故が起こったら…



● (一社) 埼玉県PTA安全互助会のあらまし [重要事項説明書] ●

ご契約にあたり特にご確認いただきたい事項やご加入者にとって不利益となる事項等の特にご注意いただきたい事項が掲載されていますので、ご契約前に「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みください。

契 約 概 要

(一社)埼玉県PTA安全互助会が行う共済制度は、埼玉県内で活動している国公立幼・小・中・高・特別支援学校及び幼保連携型認定子ども園PTAにおいて主催または共催するPTA行事の開催中に、参加者がその身体に被った傷害または疾病に対して共済金を支払うことにより、PTA活動の円滑な実施に資することを目的としています。

共済金の種類	共済金をお支払いする主な場合	共済金支払額
死亡共済金	被共済者*がPTA行事中に事故によってその身体に被った傷害または生じた疾病により、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は死亡共済金をお支払いします。ただし、既に後遺障害共済金をお支払いしている場合には、その額を差し引いた金額をお支払いします。	傷害：250万円 疾病：100万円
後遺障害共済金	被共済者がPTA行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合には、その程度に応じて後遺障害共済金をお支払いします。	後遺障害の程度により 10～200万円
入院共済金	被共済者がPTA行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活ができなくなり、かつ、入院した場合には事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対して入院共済金をお支払いします。	4,000円× 入院日数
通院共済金	被共済者がPTA行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ、通院した場合には事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して通院共済金をお支払いします。 ※整骨院・接骨院の施術を受ける場合は減額されて支払われます。	2,500円× (または1,500円×) 通院日数

*被共済者：①PTA会員およびPTAに在籍する園児・児童・生徒 ②PTA会員の同居の親族
③PTA行事への参加がPTAより認められている者(様式-2-A,B)

共済金をお支払いできない主な場合

- ①独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合
- ②故意または重大な過失
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転
- ⑤脳疾患、心神喪失に起因する傷害
- ⑥妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによる事故
- ⑧頸部症候群(むちうち症)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑨自動車、原動機付き自転車などによる競技、競争、興行の間の事故
- ⑩地震、噴火または津波による事故

◎共済期間について

この共済の共済期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。また新規中途加入の共済期間は7月1日から翌年の3月31日までです。

◎共済掛金について

共済掛金は、会員1名あたり通常加入95円(新規中途加入は85円)となります。

◎見舞掛金について

見舞掛金は、会員1名あたり通常加入・新規中途加入共に5円となります。

◎契約者割戻しについて

この共済には、契約者割戻しはありません。

◎解約返戻金について

共済期間の中途において、共済契約を解約した場合においても解約返戻金はありません。

注 意 喚 起 情 報

1. 個人情報の取り扱いについて

当法人の「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」に従うものとし、ます。なお、当法人の「個人情報保護方針」等は当会HPをご覧ください。

2. 告知義務について

ご契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって本会が告知を求めた事項について、本会に事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。申込書記載事項と事実が違っている場合には、ご契約が解除され、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 責任開始期について

この共済の共済責任は、共済期間開始日(4月1日)の属する年度の6月末までに、本会に共済掛金の全額が払い込まれたことを条件に、遡って4月1日から開始されます。新規中途加入の場合は、7月1日から開始されます。

4. 共済金をお支払いできない主な場合

【契約概要】の「共済金をお支払いできない主な場合」をご確認下さい。

5. 共済掛金の払込猶予期間

共済期間開始日(4月1日)の属する年度の6末日までを共済掛金の払込猶予期間とします。この期間内に共済掛金が払い込まれない場合には、共済期間開始日から共済掛金が払い込まれた時までの期間中に生じた支払事由に対しては共済金をお支払いしません。

6. 解約及び解約返戻金について

【契約概要】の「解約返戻金について」をご確認下さい。

7. 事故が起きた場合について

この共済で補償される事故が発生した場合には、直ちに本会事務局にご連絡ください。共済金の請求にあたっては所定の共済金請求書類をご提出いただきます。なお、共済金の請求書類をご提出いただきます。なお、共済金の請求権には時効(3年)がありますので、ご注意下さい。

8. 破綻した場合の取扱いについて

本会が破綻した場合でも保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。本会は補償内容の定期的な見直しや財務基盤の強化を実施することにより独自に共済金のお支払いを確保する為の措置を講じています。

9. 大規模災害発生による共済金の削減払い及び共済掛金の追徴について

大規模の災害等が発生しその災害等によって支払うべき共済金の額が本会の財務上特に著しい影響を及ぼすと本会が認めた場合には、共済金を削減してお支払いすること及び共済掛金の追徴を実施することがあります。

10. クーリングオフについて

この共済はクーリングオフの対象になります。

一般社団法人 埼玉県PTA安全互助会 概要

設立・許可年月日:2011年3月4日

事業内容:埼玉県PTA会員のための共済事業、等

理事長:仲野雅巳

認可行政:埼玉県教育局

《本書面に関するお問い合わせその他苦情・ご相談窓口》

一般社団法人 埼玉県PTA安全互助会 事務局

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町4丁目2番22号 第一長井ビル403

TEL : 048-749-1661 FAX : 048-749-1669

HPアドレス: <http://spta-anzen-gojokai.org/>